

改正

昭和36年5月1日条例第32号

昭和41年5月31日条例第14号

昭和43年12月26日条例第49号

昭和51年3月29日条例第34号

平成8年3月29日条例第10号

平成9年10月16日条例第71号

平成11年7月1日条例第38号

平成12年3月31日条例第63号

平成17年12月15日条例第74号

令和元年9月13日条例第72号

旭川市工芸センター条例

(設置)

第1条 本市は木工芸及び窯業の生産技術向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与するため旭川市工芸センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、旭川市緑が丘東1条3丁目に置く。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 作品の試作及び研究
- (2) 業界の指導
- (3) 技術者の養成

2 センターは、前項各号に掲げる事業のほか、一般需要者の依頼による製品の製作を行うことができる。

(使用の承認)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) センターの管理運営上支障があるとき。

(3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、センター管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付することができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき、又は第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第5条 センターの設備を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターの試験分析その他の業務を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

4 センターに第3条第2項の製作を依頼する者は、市長が別に定めるところにより、当該製作に要する費用を納入しなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者は、センターの設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことのできないとき、又は特に市長が認めたときは、この限りでない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営を円滑に行なうため、旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例施行のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。
- 2 旭川市共同作業所条例（昭和24年旭川市条例第29号）は、廃止する。

附 則（昭和36年5月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月31日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和43年12月26日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
------------------	-----------

を

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
木工芸指導所運営委員会委員	日額 1,000円

に改める。

附 則（昭和51年3月29日条例第34号）

この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和51年旭川市条例第33号）の施行の日（昭和51年5月旭川市規則第30号で、同51年5月1日）から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第10号）

この条例は、平成8年4月15日から施行する。

附 則（平成9年10月16日条例第71号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成9年11月規則第63号で、同9年12月1日から施行）

附 則（平成11年7月1日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第63号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例（昭和31年旭川市条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月15日条例第74号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工芸センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日条例第72号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工芸センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

設備		1 件の単位 (時間)	使用料 (円)	備考
木工機械	帯のこ盤	1	460	使用時間が1件の単位に規定する時間に満たないときは、1件の単位に規定する時間使用したものとみなす。
	高速度単軸面取盤	1	450	
	卓上ボール盤	1	400	
	リンク式横切丸のこ盤	1	480	
	高速丸のこ盤	1	460	
	角のみ盤	1	420	
	ダボ孔ボーリングマシン	1	700	
	手押かんな盤	1	460	
	自動かんな盤	1	550	
	4軸ほぞ取盤	1	580	
	エッジベルトサンダー	1	630	

	リップソー	1	540
	4点式万能帯のこ盤	1	520
	高周波加熱装置	1	1,110
	そで付昇降盤	1	700
	高周波ルータ	1	940
	カットボーリング面取機械	1	970
	ストロークサンダー	1	720
	プレス機	1	1,250
	5軸制御NCルータ実験機	1	4,230
	炭酸ガスレーザ彫刻システム	1	2,670
	ワイドベルトサンダー	1	1,650
	長円ほぞ取機	1	850
	自動長穴明機械	1	780
	コーナーロッキングマシン	1	780
	糸のこ盤	1	430
窯業機	電動ロクロ	1	180
械	真空土練機	1	220
試験機	耐光性試験機	1	890
器	恒温恒湿環境試験機（大）	24	4,140
	恒温恒湿環境試験機（小）	24	2,080
	家具強度試験機	1	1,080
	振動試験装置	1	4,600

別表第2（第5条関係）

業務		1件の単位	手数料 (円)	備考
木材木質 材試験	強度試験	5試片（料）ま で	910	5試片（料）に満たないもの は、5試片（料）とみなす。
	含水率測定	1条件5試片 （料）まで	550	1条件5試片（料）に満たな いものは、1条件5試片（料）

接着力試験		1 条件 5 試片 (料) まで	910	とみなす。
製品性能 試験	繰返し荷重試験	1 条件 1 試料 4,000回ごと	2,640	1 条件 1 試料4,000回に満た ないときは、1 条件 1 試料
	繰返し衝撃荷重試験	1 条件 1 試料 4,000回ごと	2,640	4,000回とみなす。
	静的強度試験	1 条件 1 試料	1,240	
	衝撃試験	1 条件 1 試料	1,240	
	耐久性試験	1 条件 1 試料 12,500回ごと	5,520	1 条件 1 試料12,500回に満 たないときは、1 条件 1 試料 12,500回とみなす。
恒温恒湿処理試験（大）		1 日	2,560	
恒温恒湿処理試験（小）		1 日	2,500	
恒温水槽試験		1 日	450	
塗料及び 塗膜試験	塗膜強度試験	1 条件 5 試料ま で	400	1 条件 5 試料に満たないも のは、1 条件 5 試料とみなす。
	耐摩耗試験	1 条件 1 試料 5,000回ごと	420	1 条件 1 試料5,000回に満 たないときは、1 条件 1 試料 5,000回とみなす。
振動試験		1 条件	26,300	
その他の木工関連試験		1 式	32,400円以内 で市長がその 都度定める。	
窯業試 験・調整	吸水試験	1 試料	490	
	強度試験	1 試料	790	
	乾燥試験	1 試料	310	
	材料調整	1 kg	1,020	1 kgに満たないものは、1 k g とみなす。
試験分析成績証明書		1 件又は 1 通	310	

その他の業務	32,400円以内で市長がその都 度定める。	
--------	---------------------------	--